

被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第３３条の１６及び同法施行規則第３６条の３０に基づき、熊本市において対応した被措置児童等虐待の状況について、次のとおり公表します。

公表の内容

被措置児童等虐待案件受理の状況

年 度	受理件数	内 訳			備 考
		虐待該当	非該当	調査中	
令和元年度	２件	２件	０件	１件	平成３０年度受理案件を「虐待該当」に１件カウントしている為、受理件数と内訳合計数は一致しない。

被措置児童等虐待の状況

施設等の種別		虐待を行った施設職員等の職種	虐待の種別	虐待を受けた児童等の状況 (名前が特定されている人数)	
障害児施設等	１件	副園長、寮長、児童発達支援管理責任者、介護福祉士、児童指導員	身体的虐待	男子 ３名	女子 ３名
社会的養護関係施設	１件	児童指導員	身体的虐待	男子 １名	女子 ０名

市が講じた措置

市は、施設を訪問し関係者から聞き取り調査を行い、事実を確認しました。その調査結果を熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会に報告し、そこでの意見を踏まえ、施設に対し、虐待防止の徹底及び再発防止への具体的取組み等を指導しました。

※参考

児童福祉法

第３３条の１６ 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

児童福祉法施行規則

第３６条の３０ 法第３３条の１６の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等

ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設

ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等

ニ 法第１２条の４に規定する児童を一時保護する施設又は法第３３条第１項若しくは第２項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等

二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種